

医政メモ Q&A

裁定委員会について

Q：裁定委員会の役割は

A：日本医師会には裁定委員会があります。最近この裁定委員の役割が重要になってきています。以前、札幌通信458号の医政メモQ&Aで裁定委員の医師会での役割について少し触れていますが、当時に比較してもその役割は重要になってきていると思われます。その理由として、今話題となっています事故調査委員会とのかかわりや、医師会員の不祥事に対し、医師会側からの処分を求める世論の圧力等があげられます。ユーロ経済圏諸国では職能集団としての医師会が強い権限を有し、不祥事に対し厳しい処分が行われますし、そのことが可能です。日本では裁定処分が下される前に会員が自主退会し、裁定処分が事実上、形骸化している状態になっています。2002年、当時の日医参与の森岡氏は、任意加入の医師会は、ユーロ諸国と比較し医師の職業上の倫理監視システムは機能していないと発言しています。同時に都道府県医師会の定款を見直して、迅速に裁定処分が実効性を得られるようにすべきだろうと発言されています。札幌市医師会でも、今までに裁定委員会にかけられても、裁定が下る前に当事者が札幌市医師会を自主退会し、事実上裁定が形骸化していますが、これも悩ましい問題です。マスコミに対して医師会も自浄作用があることを示したい気もしますが……。日本医師会の定款を見ますと、裁定委員は11人の裁

定委員から組織され、代議員会において選挙すると決められています。また、裁定委員はほかの医師会の役員、委員の兼任はできないとされています。その職務は、本会を除名された者の再入会を裁定する。また、会員が、医師の倫理に違反し、会員としての名誉、または本会の名誉を毀損したもの、本会の定款に違反し、または本会の秩序を著しく乱したものに、会長の要望に応じて裁定委員会を開催し、裁定（制裁）を下すことになっています。また、会員の身分、会員の権利義務に関する疑義に関する事項の裁定をくだす事になっています。また裁定を行うにあたっては、当該会員の弁明の機会を与えることになっています。それ以外に、紛議に関する調停もあります。これは、会員相互間、医師会相互間の紛議が生じた場合になります。

Q：どんな方が裁定委員をされているの？

A：日本医師会の裁定委員は定数11人で今回の代議員会では、札幌市の前医師会長の島田先生も、裁定委員に選ばれています。札幌市の医師会でも裁定委員会があり、それぞれ医師会に長年貢献していただいた先生方がなられています。兼職禁止という制約のため選出される方は限定されてきます。今後、ますます裁定委員の役割は重要になっていくと思います。

(政策部担当理事 宮崎 誠一)